



# 歩行者利便増進道路 (ほこみち)制度の今後の展開

---

国土交通省道路局  
環境安全・防災課  
令和3年4月

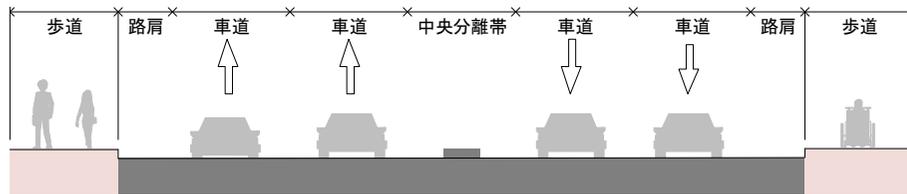
- 「道路空間を街の活性化に活用したい」「歩道にカフェやベンチを置いてゆっくり滞在できる空間にしたい」など、道路への新しいニーズが高まってきている。
- このような道路空間の構築を行いやすいよう令和2年5月20日に成立した改正道路法において、新たに「**歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）**」制度を創設（令和2年11月25日）。

## 歩行者の利便増進のための構造基準の策定

- ・ 歩道等の中に、“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることが可能に

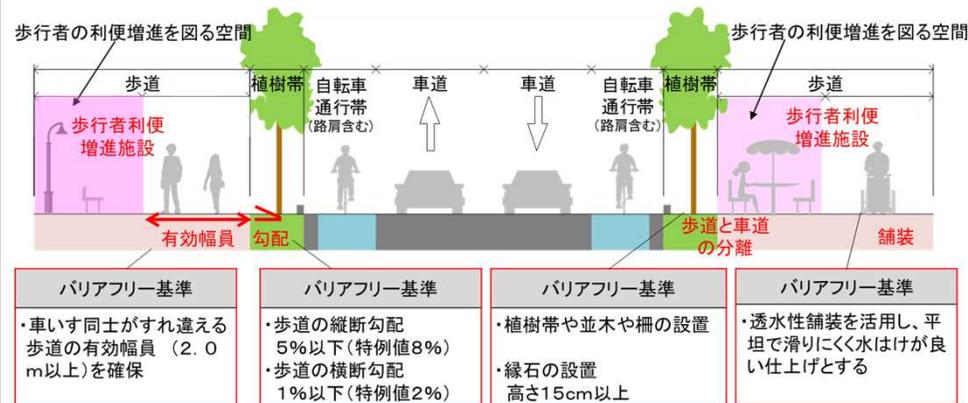
【新たな構造基準のイメージ】

【現行】



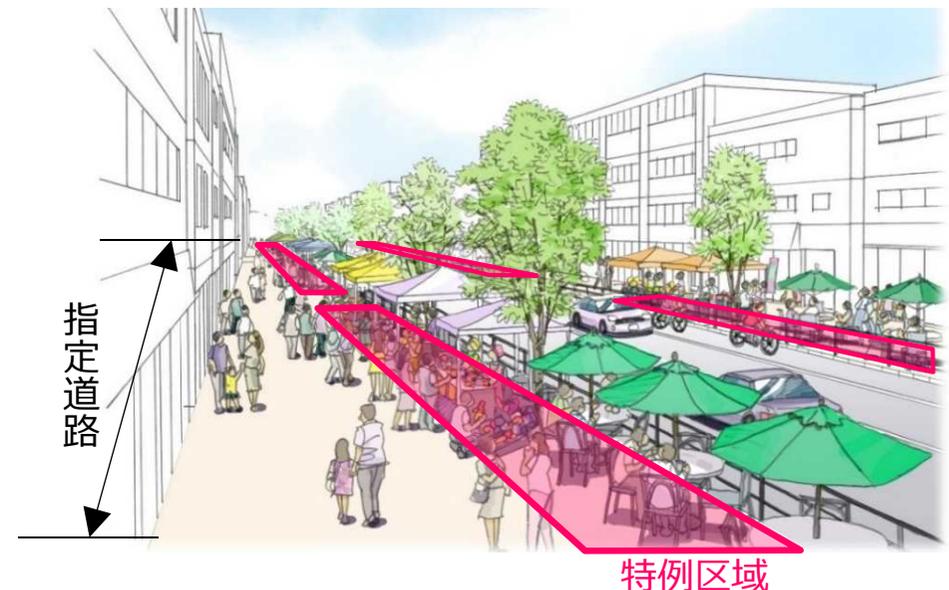
車道を4車線から2車線に減らし、歩道を拡幅

【改築後】



## 利便増進のための占用を誘導する仕組みの導入

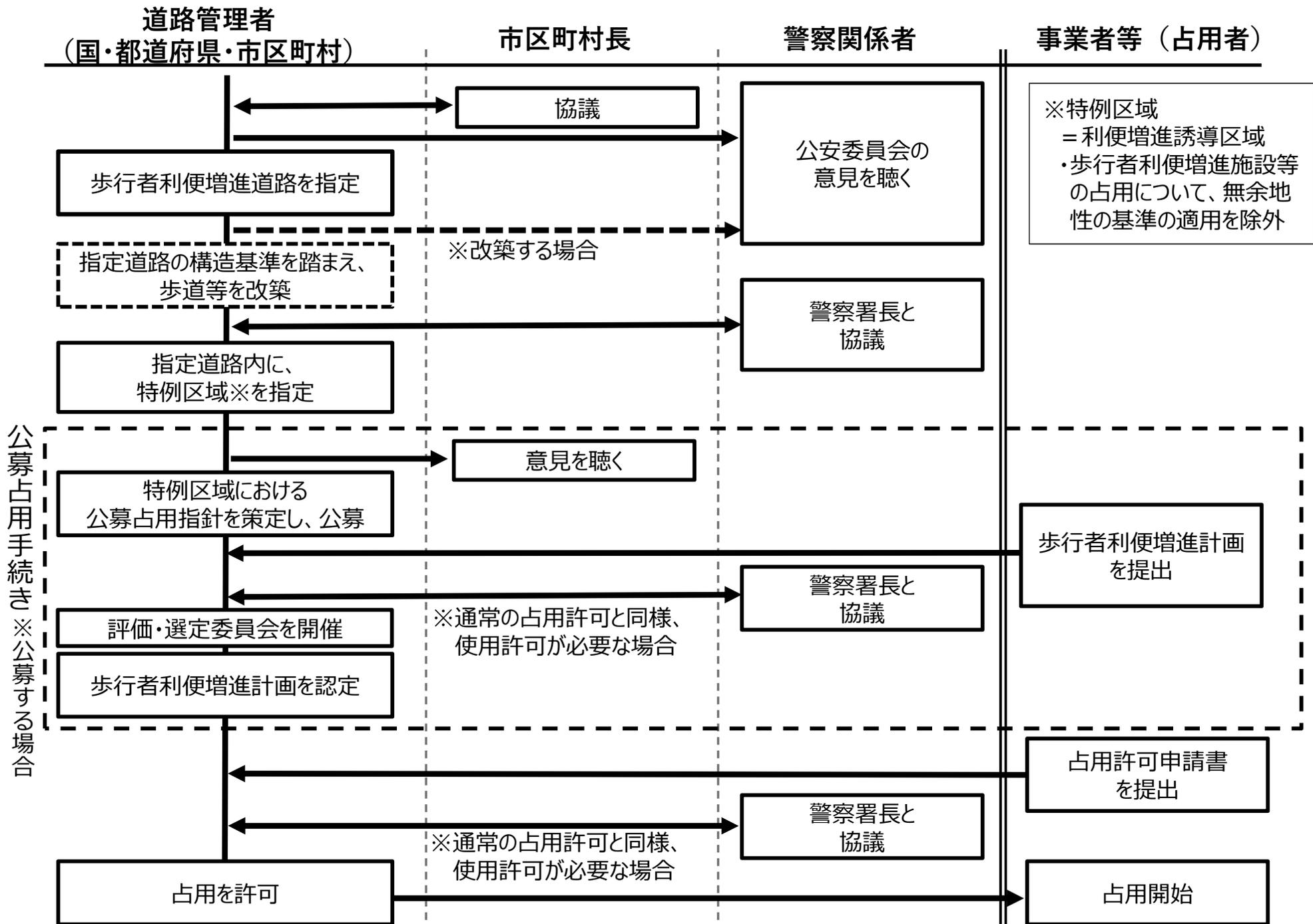
- ・ ベンチ等の施設を誘導するために指定した特例区域では、無余地性の基準を緩和し、占用がより柔軟に認められる
- ・ 占用者を幅広く公募し、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能に
- ・ 公募により選定された場合には、最長20年の占用が可能（テラス付きの飲食店など初期投資の高い施設も参入しやすく）



# 道路空間の活用に関する主な制度

項目	制度（事業）概要	場所	占用許可期間	占用物件	道路の構造に関する基準
歩行者利便増進道路（道路法）R2～ <b>新規</b>	<b>道路管理者</b> が歩行者利便増進道路を指定し、利便増進誘導区域を設けることにより、オープンカフェや露店等の設置にかかる道路占用許可基準（無余地性）を緩和する制度	利便増進誘導区域	20年（公募占用の場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告塔又は看板（良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの）</li> <li>・ 標識、<b>旗ざお、幕及びアーチ</b></li> <li>・ ベンチ、街灯その他これらに類する工作物</li> <li>・ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設</li> <li>・ 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの</li> <li>・ 集会等の催しのために設けられる露店、商品置場その他これらに類する施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」への適合義務</li> <li>・ 歩行者利便増進施設等を設置するための滞留の用に供する部分の設置規定</li> </ul>
国家戦略特区区域計画（国家戦略特別区域法）H26～	地方公共団体を含む区域会議において計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、国際的活動拠点の形成に資する都市機能の高度化のために道路占用許可基準（無余地性）を緩和する制度	国家戦略特別区域	5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告塔又は看板（良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの）</li> <li>・ 標識</li> <li>・ ベンチ、街灯その他これらに類する工作物</li> <li>・ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設</li> <li>・ 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの</li> <li>・ 競技会等の催し（※）のために設けられる露店、商品置場その他これらに類する施設並びに<b>旗ざお、幕及びアーチ</b></li> </ul> ※相当数の来訪者等の参加が見込まれるものに限る。	・ なし
中心市街地活性化基本計画（中心市街地の活性化に関する法律）H26～	地方公共団体が計画へ位置付けることにより、中心市街地活性化のためのオープンカフェや露店等の設置にかかる道路占用許可基準（無余地性）を緩和する制度 ※計画の記載に係る道路管理者の同意	中心市街地活性化計画区域	5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告塔又は看板（良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの）</li> <li>・ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設</li> <li>・ 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの</li> </ul>	・ なし
都市再生整備計画（都市再生特別措置法）H23～	地方公共団体が計画へ位置付けることにより、まちのにぎわいや交流の場の創出にかかる道路占用許可基準（無余地性）を緩和する制度 ※計画の記載に係る道路管理者の同意	特例道路占用区域	5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告塔又は看板（良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの）</li> <li>・ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設</li> <li>・ 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの</li> </ul>	・ なし

# ほこみち制度の全体の流れ



○歩行者利便増進道路を指定する場合、以下に示す指定要件を満たす必要がある。  
(道路法第48条の20第1項関係)

## 【指定要件】

- 1 快適な生活環境の確保と地域活性化に資すると判断できること
- 2 都市機能の配置状況や沿道の利用状況等から、歩行者の利便増進に資する適切な区間であると判断できること
- 3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するための十分な有効幅員を確保できること
- 4 沿道住民や周辺地方公共団体など関係機関との協議等により理解が得られていること



人中心の空間として再生した、まちのメインストリート



曜日や時間帯に応じて道路空間の使い方が変わる路側マネジメント



歩行者利便増進道路のイメージ

出典：2040年、道路の景色が変わる(令和2年6月/国土交通省)

道路管理者は歩行者利便増進道路を指定する際には、市町村等と連携して**公共交通の利用促進**について検討することが望まれます。

道路管理者は、歩行者中心の道路空間の構築においては、そこへ至る**移動手段の確保**や**利用環境の改善が重要**であるため、歩行者利便増進道路を指定する際には、道路指定を予定している場所の存する**市町村等と連携**し、公共交通の利用促進について検討することが望まれます。



パーク&ライド駐車場（左）とその近くに設けられたバス停（右）（神戸市）

出典：国土交通省近畿地方整備局ホームページ

## 道路管理者は改築等を実施する際には、**バリアフリーに配慮した道路構造**に留意する必要があります。

道路管理者は、歩行者利便増進道路の改築や当該道路で道路付属物の新設等を実施する際には、**高齢者や障害者等にとっても安全で使いやすい道路構造**にするため、以下の点に留意する必要があります。

- (1)利用者特性を踏まえ、幅広い意見聴取等に努める
- (2)標準（2cm）と異なる段差を採用は、視覚障害者等への意見聴取を踏まえ判断する
- (3)規格を満たした視覚障害者誘導用ブロック等を敷設し、その連続性等に配慮する
- (4)ベンチや待合所等は、高齢者や障害者等が使いやすい構造に配慮する



整備前



整備後

出典：京都市（京都市ホームページ）

## 道路管理者は、**自転車**が車道を通行するための道路空間について検討する必要があります。

道路管理者は、**歩行者の安全かつ円滑な通行を確保**するため、自転車については「車両」であるという大原則を踏まえ、歩行者と自転車が極力分離するよう、自転車が車道を通行するための道路空間について検討する必要があります。



自転車専用通行帯の事例



自転車道の事例

## 道路構造基準<横断面>(道路構造令第41条関係)

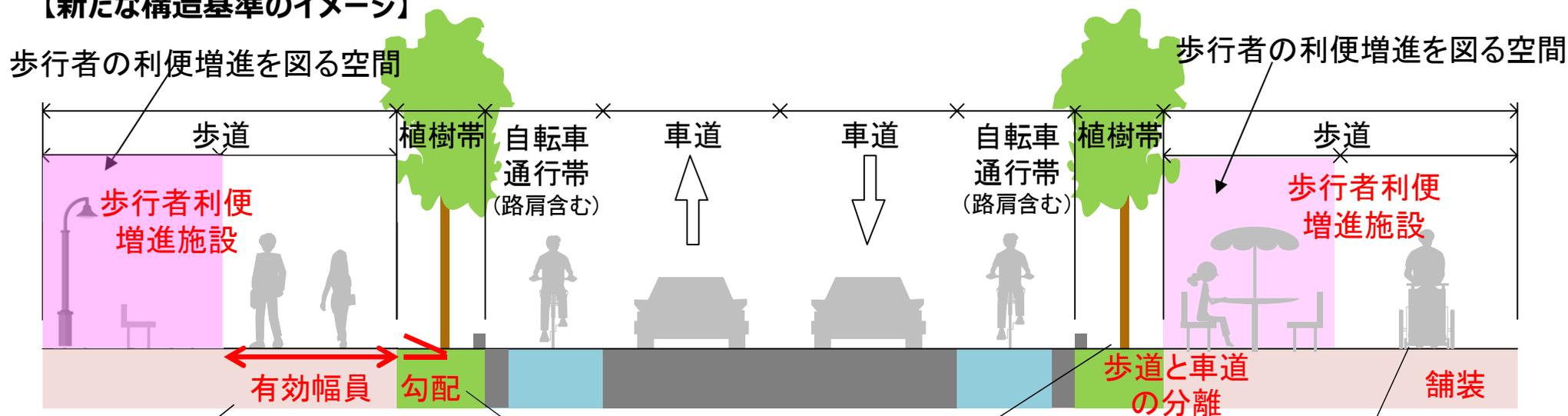
■ 高齢者や障害者にとっても安全で使いやすい道路構造となるよう歩行者利便増進道路の道路構造基準を策定

⇒ バリアフリー法に基づく歩道のバリアフリー基準 (道路移動等円滑化基準) を参考に基準を策定  
歩行者の利便増進を図る施設(街灯やベンチ等)と利便増進を図る空間に必要な幅員の考え方についても策定

### <道路構造基準の内容>

- ・歩道の有効幅員、歩道の勾配、歩道と車道の分離、歩道の舗装 等

### 【新たな構造基準のイメージ】



#### バリアフリー基準

- ・車いす同士がすれ違える歩道の有効幅員 (2.0 m以上)を確保

#### バリアフリー基準

- ・歩道の縦断勾配 5%以下(特例値8%)
- ・歩道の横断勾配 1%以下(特例値2%)

#### バリアフリー基準

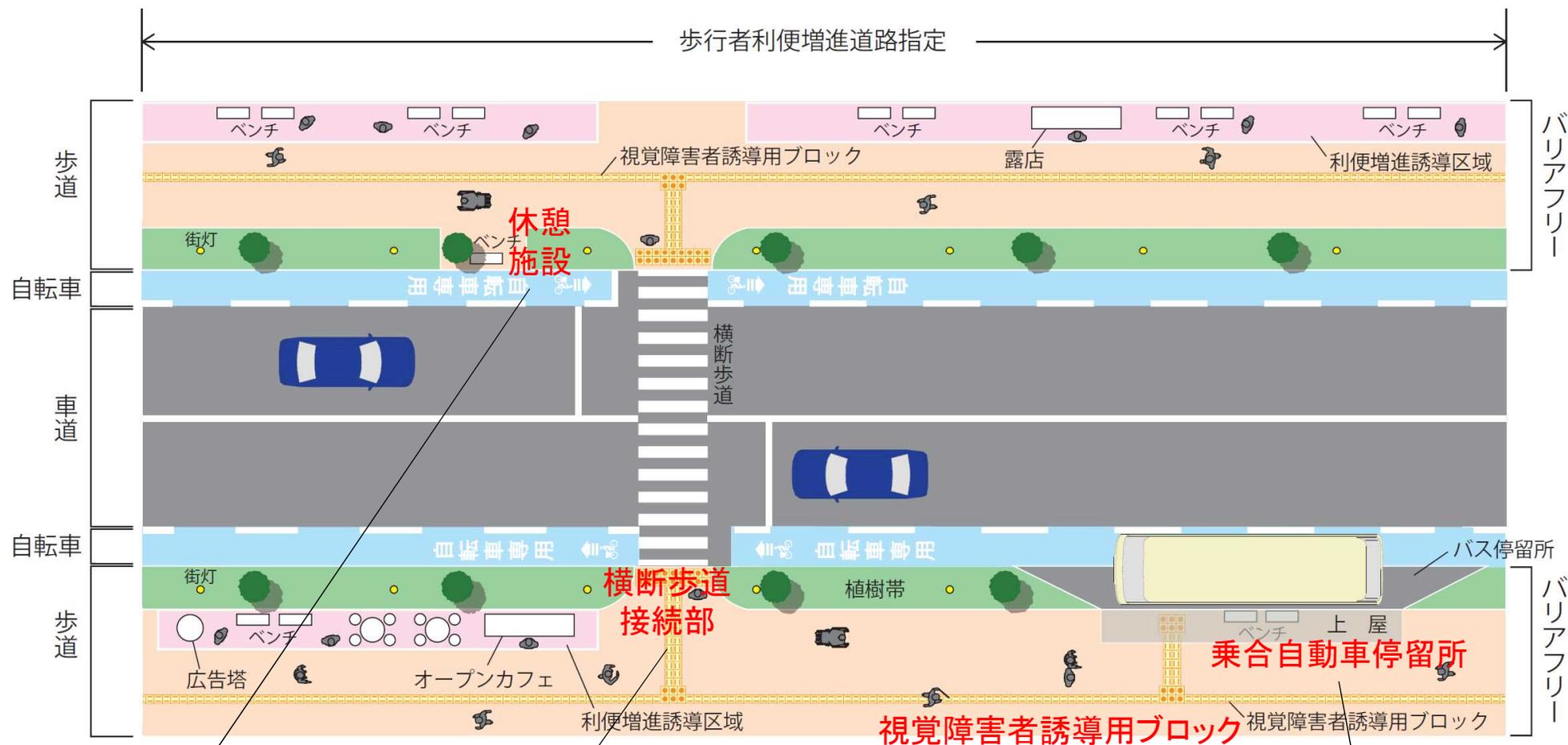
- ・植樹帯や並木や柵の設置
- ・縁石の設置 高さ15cm以上

#### バリアフリー基準

- ・透水性舗装を活用し、平坦で滑りにくく水はけが良い仕上げとする

## 道路構造基準<平面>(道路構造令第41条関係)

【新たな構造基準のイメージ】



バリアフリー基準
・適当な間隔でベンチ、上屋を設置

バリアフリー基準
・横断歩道接続部の高さ 2cm(標準)

バリアフリー基準
・視覚障害者の移動等円滑化のために必要な箇所を設置

バリアフリー基準
・乗合自動車停留所の歩道等の高さ 15cm(標準)
・ベンチ及び上屋を設ける

## 構造基準①(道路構造令第41条関係)

		①規定項目	②規定内容
歩行者の安全かつ円滑な通行の基準	歩行者の通行の用に供する空間	歩道の有効幅員	交通量が多い道路:3.5m以上 その他の道路 :2.0m以上
		歩道の舗装	透水性舗装の活用 平坦で滑りにくく水はけが良い仕上げ
		歩道の勾配	縦断勾配:5%(特例値:8%) 横断勾配:1%(特例値:2%)
		歩道と車道の分離	縁石の設置(高さ15cm以上) 植樹帯や並木や柵の設置
		歩道の高さ	5cm(標準)
		横断歩道接続部の高さ	2cm(標準)
		車両乗り入れ部	横断勾配1%(特例値:2%)を満たす有効幅員2m以上
		立体横断施設	移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設置
		乗合自動車停留所	乗合自動車停留所の歩道の高さ15cm(標準) ベンチ及び上屋を設置
		便所	車椅子使用者が円滑に利用できる構造の便房、水洗器具を設置した便房を一以上設置
		案内標識	移動の方向を示す必要がある箇所に、官公庁施設等の施設やエレベーター等移動等円滑化に必要な施設の案内標識を設置
		視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者の移動等円滑化のために必要な箇所に設置
		休憩施設	適当な間隔でベンチ、上屋を設置
		照明施設	照明施設を連続して設置
防雪施設	融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設置		
経過措置	市街化の状況等やむを得ない場合、歩道に代えて、自動車を減速させて歩行者、自転車の安全の通行を確保する対策を実施		

## 構造基準②(道路構造令第41条関係)

①規定項目		②規定内容
利便の増進の基準	歩行者の滞留の用に供する空間 滞留空間	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者利便増進道路に設けられる歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設ける</li> </ul>
	歩行者利便増進施設等に資する工作物、物件又は施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設けるための場所を設ける</li> <li>必要がある場合、当該場所に利便の増進に資する工作物、物件又は施設(街灯、ベンチ等)を設ける</li> </ul>

# 歩行者利便増進施設等の道路占用の取扱いについて

- 歩行者利便増進施設等は、設けられる施設の種類、設置の要件を規定。  
(道路法施行令第16条の2関係)

## ◆歩行者利便増進施設等の種類

・歩行者利便増進施設等は、**歩行者の利便の増進に資する施設。**

- ア. 広告塔、看板
- イ. ベンチ、街灯
- ウ. 標識、旗ざお、幕、アーチ
- エ. 食事施設、購買施設
- オ. レンタサイクル用の自転車駐車器具
- カ. 集会、展示会等、催しのために設けられるもの
  - ・広告塔、露店、商品置場、看板、旗ざお、幕、アーチ



ベンチ (神戸市)



看板  
(デジタルサイネージ・新宿区)



食事施設  
(すわろうテラス・札幌市)

## ◆歩行者利便増進施設等の要件

・歩行者利便増進施設等の占用特例が適用されるためには、**全ての要件に該当必要。**

- ア. 利便増進誘導区域内に設けられるものであること
- イ. 歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となる  
清掃などの措置が講じられていること
- ウ. 道路法第33条第1項の政令で定める基準に適合すること



キッチンカー  
(古町商店街・新潟市)



自転車駐輪器具 (新潟市)

- 令和2年6月5日から、直轄国道について、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を緩和する特例措置を導入
- 地方公共団体に対しても、同様の措置の実施検討を依頼する文書を発出
- 1月19日現在で、全国の約150の自治体で特例措置の適用事例があり、占用許可件数は全国で約360件



(国道17号：文京区千石)

## 緩和措置のポイント

<b>内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 新型コロナウイルス感染症対策のための<u>暫定的な営業</u>であること</li> <li>② 「<u>3密</u>」の回避や「<u>新しい生活様式</u>」の定着に対応すること</li> <li>③ テイクアウト、テラス営業等のための<u>仮設施設の設置</u>であること</li> <li>④ <u>施設付近の清掃</u>等にご協力いただけること</li> </ul>
<b>主体</b>	<p>地方公共団体又は関係団体※1による一括占用※2</p> <p>※1 地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体など</p> <p>※2 個別店舗ごとの申請はできません。 お住まいの地方公共団体等にご相談ください。</p>
<b>場所</b>	<p>道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所</p> <p>※ 歩道上においては、交通量が多い場所は<u>3.5m以上</u>、その他の場所は<u>2 m以上</u>の歩行空間の確保が必要です。</p> <p>※ 沿道店舗前の道路にも設置可能です。</p>
<b>占用料</b>	免除（施設付近の清掃等にご協力いただけている場合）
<b>占用期間</b>	<b>令和3年9月30日まで</b>

## (コロナ占用特例との比較)

	ほこみち制度の占用特例	コロナ占用特例
占用許可基準	無余地性の基準を緩和	
占用主体	個別占用・一括占用を問わない	地方公共団体又は地元協議会等による一括占用
占用期間	最長5年 ※公募占用による場合は最長20年	特例の期限まで
占用料	減額 (1/10) ※コロナ占用特例の対象物件は、同特例の期間中は「免除」	免除 ※施設付近の清掃等への協力が条件



特例後の路上利用の取組の希望がある場合には、ほこみち制度への移行が円滑に図られるよう、**全国の道路管理者との連携を強化**

## 【制度活用の方考え方】

○道路に「賑わいを目的とした空間」を設定し、民間事業者に、オープンカフェ・露店などを出店してもらうことにより地域の賑わいを創出させたい ⇒ 歩行者利便増進道路(ほこみち)制度を活用

○道路の清掃・除草・植栽などの道路管理活動を行っている団体を、活動資金の確保を目的とした道路区域内への広告看板・自動販売機等の設置を通じて応援したい ⇒ 道路協力団体制度を活用

## ・制度の特徴

	歩行者利便増進道路(ほこみち)制度	道路協力団体
設置物件	・特例区域内では、看板・ベンチ・食事施設・自転車駐車器具などの歩行者利便増進施設等を無余地性にかかわらず許可を受けて設置することが可能 <u>(歩行者の利便の増進に資する物件)</u>	・活動区間内では、看板・ベンチ・食事施設・駐車場・駐輪場などの工作物等を道路管理者との協議により無余地性にかかわらず設置することが可能 <u>(道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する物件)</u>
占用料	・占用者が道路の清掃等を行う場合、道路占用料は10分の1に減額	・道路協力団体が業務として行う場合、 <u>道路占用料が免除</u>
収益	・占用者が <u>収益の一部を自身の利益として得ることが可能</u>	・道路協力団体はその業務で得た <u>収益を道路の管理業務として還元</u>
占用期間	・公募占用を行った場合、 <u>最長20年</u> まで占用可能	・占用許可期間は最大5年

## ・収益と支出のイメージ

歩行者利便増進道路  
(ほこみち)



道路協力団体



# ほこみち1号指定箇所 一覧（令和3年4月1日時点）

道路管理者	路線名	場所	指定日 (路線)
大阪市	国道25号(御堂筋)	大阪府中央区淀屋橋交差点～難波西口交差点	R3.2.12
神戸市	市道三宮中央通り線	神戸府中央区三宮町1丁目3番9地先～3丁目1番18地先	R3.2.12
姫路市	市道幹第1号線	姫路市西駅前町1番1地先～本町68番地先	R3.2.12
岡山市	市道駅前町6号線 市道表町4号線 市道表町8号線	岡山市北区駅前町一丁目2番101先～10番146先 岡山市北区表町一丁目4番101先～9番132先 岡山市北区表町二丁目2番101先～表町三丁目6番124先	R3.3.4
長野県	国道141号 県道79号小諸上田線	上田市中央1丁目交差点～原町交差点 上田市横町交差点～中央2丁目交差点	R3.3.25
甲府市	市道156号春日深線	甲府市中央1丁目13-7～甲府市中央4丁目4-32	R3.3.25
松本市	市道1059号線 市道2024号線 市道2805号線 市道1095号線 市道2517号線 市道2518号線 市道2279号線	松本市大手3丁目67番二—2先～丸の内72番2先 松本市中央2丁目48番16～中央2丁目2番22 松本市中央1丁目115番1先～中央2丁目55番4先 松本市大手4丁目80番10先～大手4丁目80番19先 松本市中央1丁目512番先～中央1丁目471番先 松本市中央1丁目452番先～中央1丁目443番先 松本市中央1丁目377番先～中央1丁目377番先	R3.3.31
宇部市	市道常盤通り宇部新川駅線 市道宇部新川恩田線 市道小串通り線	宇部市中央町1丁目13番5～中央町1丁目10番5 宇部市松島町18番3～松島町10番1 宇部市中央町1丁目1番1～中央町1丁目2番4	R3.4.1

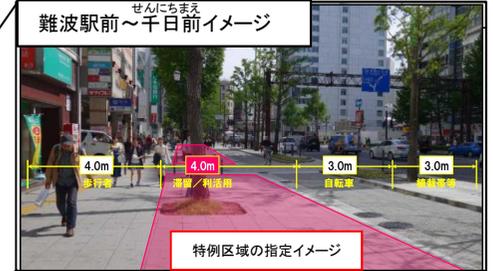
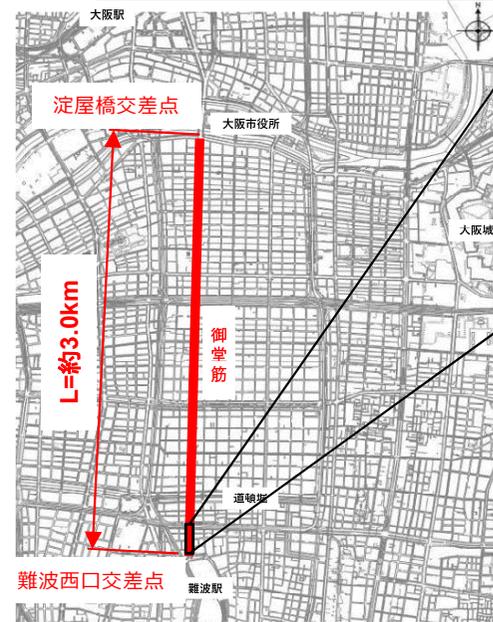
## ほこみちプロジェクト本格始動！

- 賑わいのある道路空間創出のため、全国で初めて、
  - ・御堂筋（大阪市）
  - ・三宮中央通り（神戸市）
  - ・大手前通り（姫路市）
 が各道路管理者により歩行者利便増進道路（ほこみち）に指定されました。

○ほこみちで、道路からまちを変えていきます。

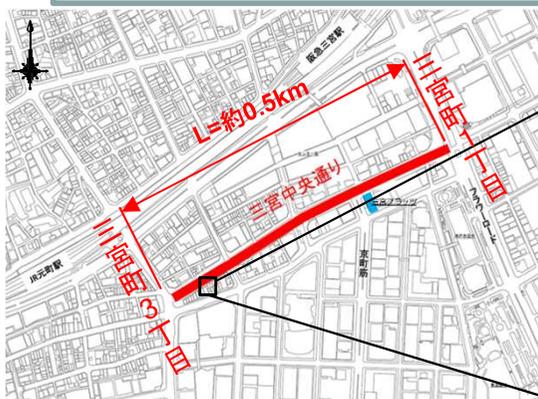


## 大阪市御堂筋



- ・道路管理者：大阪市
- ・路線名：国道25号（御堂筋）
- ・場 所：大阪市中央区淀屋橋交差点  
～難波西口交差点
- ・指定日：令和3年2月12日

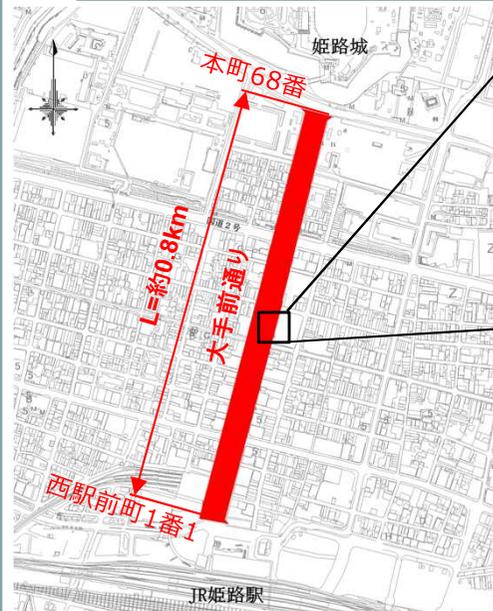
## 神戸市三宮中央通り



コロナ占用特例の状況

- ・道路管理者：神戸市
  - ・路線名：神戸市道三宮中央通り線
  - ・場 所：神戸市中央区三宮町1丁目3番9地先～3丁目1番18地先
  - ・指定日：令和3年2月12日
- ※コロナ占用特例からの移行

## 姫路市大手前通り



活用イメージ

- ・道路管理者：姫路市
- ・路線名：姫路市道幹第1号線
- ・場 所：姫路市西駅前町1番1地先  
～本町68番地先
- ・指定日：令和3年2月12日

## 岡山市岡山駅前



- ・道路管理者：岡山市
- ・路線名：市道駅前町6号線、市道表町4号線、市道表町8号線
- ・場所：岡山市北区駅前町一丁目2番101先～10番146先  
岡山市北区表町一丁目4番101先～9番132先  
岡山市北区表町二丁目2番101先～表町三丁目6番124先
- ・指定日：令和3年3月4日 ※コロナ占用特例からの移行

## 長野県上田駅前



- ・道路管理者：長野県
- ・路線名：国道141号、県道79号小諸上田線
- ・場所：上田市中央1丁目交差点～原町交差点  
上田市横町交差点～中央2丁目交差点
- ・指定日：令和3年3月25日 ※コロナ占用特例からの移行



## 甲府市甲府駅周辺



- ・道路管理者：甲府市
- ・路線名：市道156号春日深線
- ・場 所：甲府市中央1丁目13-7～甲府市中央4丁目4-32
- ・指定日：令和3年3月25日

※コロナ占用特例からの移行

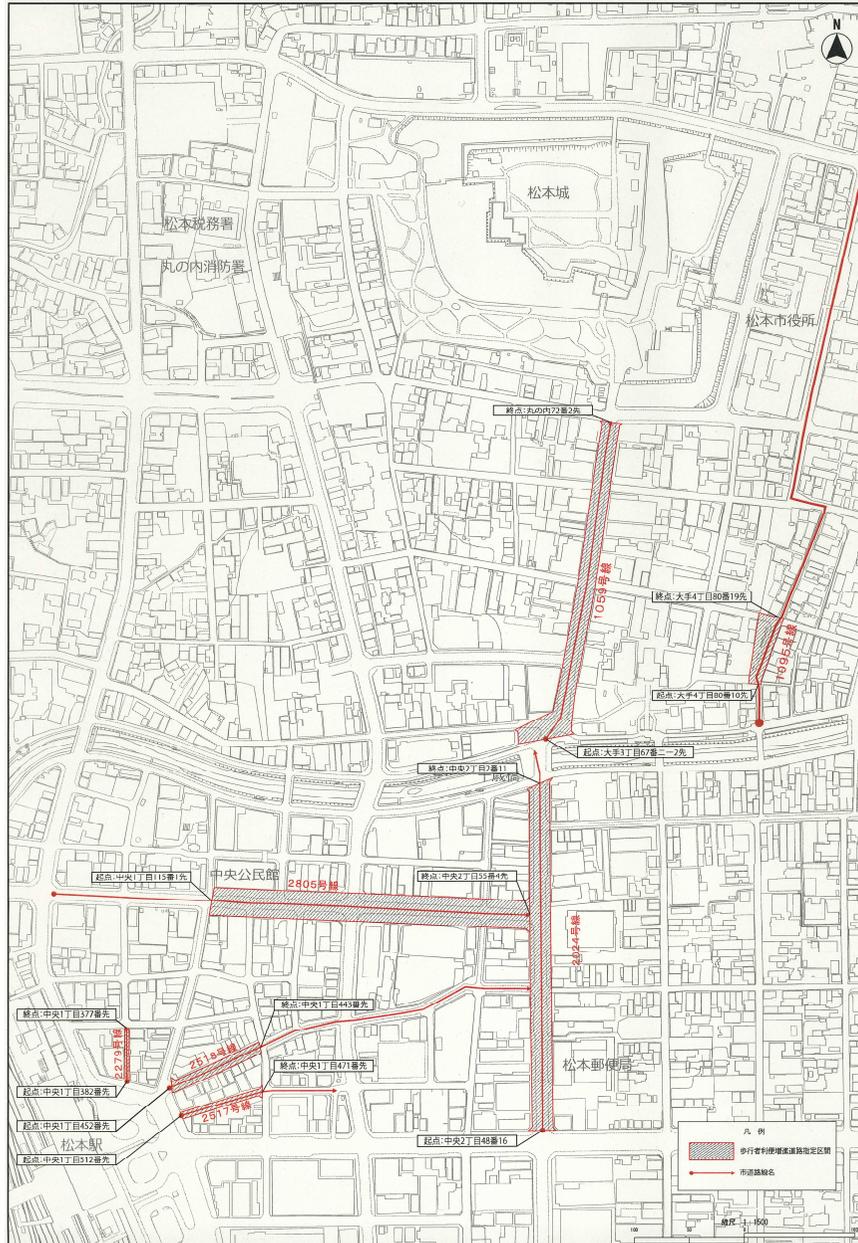
## 宇部市宇部新川駅周辺



- ・道路管理者：宇部市
- ・路線名：市道常盤通り宇部新川駅線  
市道宇部新川恩田線  
市道小串通り線
- ・場 所：宇部市中央町1丁目13番5～中央町1丁目10番5  
宇部市松島町18番3～松島町10番1  
宇部市中央町1丁目1番1～中央町1丁目2番4
- ・指定日：令和3年4月1日

※コロナ占用特例からの移行

松本市松本駅周辺



コロナ占用特例の実施状況

- ・道路管理者：松本市
- ・路線名：市道1059号線、市道2024号線、市道2805号線  
市道1095号線、市道2517号線、市道2518号線  
市道2279号線
- ・場 所：大手3丁目67番二-2先～丸の内72番2先  
中央2丁目48番16～中央2丁目2番11  
中央1丁目115番1先～中央2丁目55番4先  
大手4丁目80番10先～大手4丁目80番19先  
中央1丁目512番先～中央1丁目471番先  
中央1丁目452番先～中央1丁目443番先  
中央1丁目377番先～中央1丁目377番先
- ・指定日：令和3年3月31日

※コロナ占用特例からの移行

○「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出に向けて、道路、公園、水辺空間、民間空地などの利活用等に関する各地域のプロジェクトを推進するため、関係省庁が連携した「関係省庁支援チーム」第1回会議を設置。



## 目的

「居心地良く歩きたくなる」まちなかの創出に向けて、街路、公園、水辺空間、民間空地等の公共空間利活用等に向けた対応方策等を検討し、関係省庁の連携により地域の取組を支援する



## メンバー

チームリーダー：国土交通省 都市局 まちづくり推進課長  
構成員：内閣府 地方創生推進事務局 参事官(地域再生担当)  
警察庁 交通局 交通規制課長  
厚生労働省 医薬・生活衛生局 食品監視安全課長  
国土交通省 都市局 街路交通施設課長  
国土交通省 都市局 市街地整備課長  
国土交通省 都市局 公園緑地・景観課長  
国土交通省 水管理・国土保全局 水政課長  
国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課長  
国土交通省 道路局 路政課長  
国土交通省 道路局 環境安全・防災課長  
国土交通省 住宅局 市街地建築課長

## 今後のスケジュール

第1回（令和3年3月26日開催）

- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなか関係施策
- 公共空間利活用等に関する地域からの意見
- 公共空間利活用等に関する先導的な事例について紹介

令和3年度：2～3回程度開催予定

- 地域からの意見を踏まえた代表的な事例をケースに、先導的事例等を参考にして対応方策を整理



関係省庁から出先機関・地方公共団体に対して  
先導的な取組事例や対応方策等について周知  
併せて、公共空間利活用等の推進を希望する団体に対して  
ハンズオン支援を実施

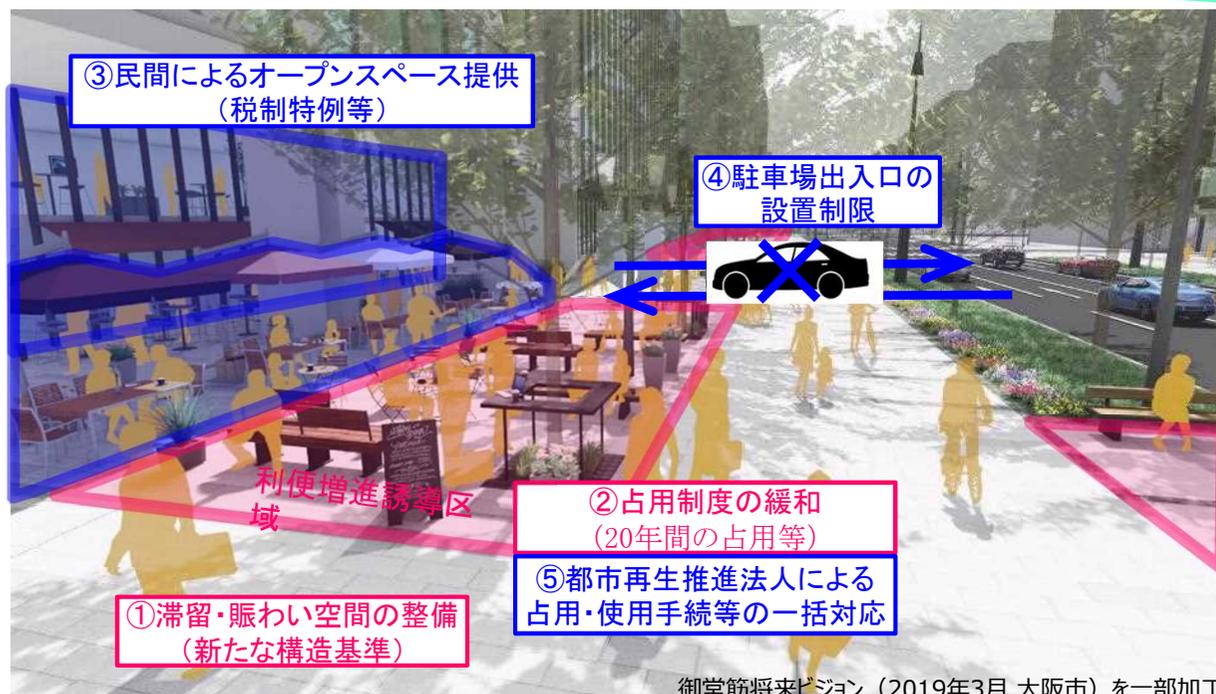
○ほこみち制度は、滞在快適性等向上区域（改正都市再生特別措置法）との併用により、更にその効果を高めることが期待されます。

## 歩行者利便増進道路

- ① 車線を減らして歩道を広げるなど、歩道等の中に（通行区間とは別に）歩行者の滞留・賑わい空間を整備することが可能  
⇒公共：交付金による重点支援
- ② カフェやベンチの設置など、占用制度を緩和  
⇒“無余地性”<sup>※1</sup>基準の適用が除外され、占用物件が置きやすく  
※1) 無余地性＝道路区域外にその占用物件を置く余地がなく、やむを得ない場合のみ占用を許可する、という基準  
⇒実質的に20年の占用が可能、多額の初期投資が必要な物件も設置しやすく（公募占用を行う場合<sup>※2</sup>。通常は5年。）  
※2) 公募が行われない場合でも、道路協力団体による占用であれば許可に代わって協議で占用可

## 滞在快適性等向上区域

- ③ 公共による道路の修復・改変と民間によるオープンスペースの提供など、官民一体による公共空間の創出が可能  
⇒公共：交付金（国費率の嵩上げ等）  
民間：税制特例、補助金
- ④ 区域内の特定の道路について、駐車場出入口の設置を制限することが可能
- ⑤ イベント実施時などに都市再生推進法人が道路の占用・使用手続等を一括して対応



## 両制度を併用すると…相乗効果 大

- i. 歩行者の利便増進のための道路整備や、その周辺で民間によるオープンスペースが提供されるなど、エリア内でまちづくりが行いやすくなる。
- ii. カフェ、ベンチ等の道路の占用について、占用基準・期間の緩和、都市再生推進法人による手続面のサポートにより、空間活用が行いやすくなる。
- iii. 歩行者の利便増進が図られた道路沿いの駐車場の出入口の設置制限により、エリア内の安全性や快適性が向上する。

# 道路の主役は誰？

人を阻害してきた道路がようやく  
人のための空間に変わる

車優先時代が終わり  
人優先の時代が始まる

# これからの道路行政に 求められることは…

- **既成概念にとらわれない自由な発想**
- **関係省庁、自治体、  
住民、企業、大学など  
幅広い主体との連携**

## ■みちで何かが出来る可能性の提示(道路ビジョン2040より)



人中心の空間として再編した、  
まちのメインストリート



曜日や時間帯に応じて道路空間  
の使い方が変わるマネジメント

# 新たなビジョン実現に向け、ほこみち制度を創設

**ほこみちとは** 正式名称「歩行者利便増進道路」  
・・・漢字ばかり、長い、覚えられない

ほこみち ← ほこうしゃりべんぞうしんどうろ

・・・歩行者のためのみち  
安心して歩ける楽しくなれる、  
そこを歩く人がほっこりする



そんな「みち」になったらいいなという願いを込めました。

# コロナ禍から見るほこみちの可能性

## ＜コロナ占用特例＞（R2.6.5から実施）

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置
- 沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を緩和



(栃木県宇都宮市より提供)

→ 全国約360カ所で沿道飲食店等の路上利用の取組を実施

**道路の利活用ニーズの高さが明確に**

ほこみちで何が変わる？

まちが変わる

人と人のつながりが変わる

仕事の仕方が変わる

みちの利活用は「ダメ！ダメ！」から「できるかも！」へ

<過去の考え方>

交通機能を重視

NO!

~~食事施設~~

~~広告~~

<これから>

オープンカフェやデジタルサイネージ  
が色んなみちで可能に

OK!

オープンカフェ



サイクルポート



デジタルサイネージ

# みちの景色が車中心から人中心へ！

<過去の考え方>

車が走る  
ための場所

どこかに行く  
ためのもの



<これからの考え方>

人がくつろぐ場所



みちが目的地



人の感情が  
あふれる空間



みちが変われば、  
まちが変わる

まちが変われば、  
地域が変わる

地域が変われば、  
日本が変わる

みちから波及していくために、  
今まで話さなかった人と話すように

役所の中の、  
河川、公園、観光、まちづくり担当の人

地域の、  
住んでいる人、働いている人、学生

と話す機会を創出

## 新しい法律・制度をどうとらえるか

### <ネガティブ>

- 手続きが増えそう…
- 問い合わせが増えそう…
- 今までやったことないこと  
リクエストされそう…

面倒くさい…

### <ポジティブ>

- 楽しく前向きな仕事
- いろいろな人とのつながり、  
仲間づくりができる
- 今までやったことないこと  
実行する達成感

or

# HOKOMICHI IDEA

ほこみちを考えるときはホコミチック  
になってみてください。  
ホコミチックに世の中を見てみれば、  
まだまだ「まち」は可能性に溢れて  
いることに気づくでしょう。



## 「ホコミチック発想」

通るだけの道から立ち止まっていい道  
イスを出せないから出してもいい道  
コーヒーが飲めないから飲める道  
集まってはダメから集まっていい道  
今までできなかったことができる道

# ほこみち制度の今後の展開

○ ほこみち指定箇所を拡大していき、ほこみちをまちの「メインストリート」としてブランド化

## 1年目(2021年):先進自治体から波及

- ・2月ほこみち全国初指定(御堂筋、三宮中央通り、大手前通り)
- ・縦割り打破会議(警察、厚労含む)で連携事例を打ち出し
- ・コロナ占用特例からほこみちへの移行説明会
- ・ほこみち看板、SNSでの発信、プロモーション動画
- ・ほこみち〇〇会議が全国各地で開催(2月ほこみち関西会議)
- ・ほこみちフォーラム

## 2年目(2022年):全国各地に広がる

- ・ほこみちガイドライン関係(多様なニーズ+バリアフリー)
- ・ほこみち写真集
- ・ほこみちに関する製品開発が進む

## 3年目(2023年):全国に定着、ブランド化

- ・ほこみちのための道路改良が各地で実施
- ・ほこみち沿道の地価が上がる

ほこみちの普及



# ほこみち制度の今後のスケジュール

○ KPI：歩行者利便増進道路の累計指定区間 2025年度末までに概ね50区間

	令和2年		令和3年(2021年)						令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)		
	11月	12月	1月	2月	3月	～	9月	～	12月			
歩行者利便増進道路 (ほこみち) <道路指定>				全国初指定	ほこみちの普及							
コロナ 占用特例 から移行	改正法施行			移行								
				コロナ占用特例(9月30日まで)								
				・神戸市	・岡山市 ・長野県	・松本市						
それ以外				検討・調整 ※【地方道の場合】道路構造条例の改正								
				・大阪市 ・姫路市								
	案件形成、新規掘り起こし											
広報	「ほこみち〇〇会議」が各地で開催											
	ほこみちサイト立ち上げ			<ul style="list-style-type: none"> <li>・12月「法改正説明会」Web</li> <li>・12月「ほこみち全国会議」Web</li> <li>・2/12:全国初指定の記者発表</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほこみち看板デザイン</li> <li>・SNSでの発信</li> <li>・ほこみちプロモーション動画作成</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほこみちガイドライン</li> <li>・ほこみち写真集</li> </ul>		
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月道路協会説明会</li> <li>・5月ほこみち相談会</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほこみちフォーラム</li> </ul>					

# ほこみちプロジェクトHP

○ほこみちの推進や上手な使い方の検討・展開のため、ほこみちプロジェクト事務局を立ち上げ、HP開設、イベント実施や相談窓口の設置を行っています。



ほこみちHP : <https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/>